

南砺市農業委員会第18回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 12月 9日
- 2.開会時刻 令和 7年 1月 8日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 7年 1月 8日 午後3時08分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 17名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	欠
2	堂前 光宏	欠	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第78号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について
 議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 議案第80号 農地の非農地証明願いについて
 議案第81号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第3 協議第16号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第 4 報告第 22 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主任 小幡 抄由
里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。定刻となりましたので、ただ今より第 18 回南
砺市農業委員会令和 7 年 1 月の総会を開始したいと思います。

世間ではインフルエンザが過去最悪ペースで増加しているとされています。
現在 1 医療機関あたり全国平均 42.66 人となっているようでございます。

富山県が 13.36 人で全国で 46 位であります。増加傾向となっているそうで
すので、皆様気をつけてお過ごしいただきたいと思っています。農業関連のイン
フルエンザということになりますと、農林水産大臣の年頭所感でも触れられ
ているところでございます。今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況につ
きましては、R6 年 10 月 17 日に国内 1 例目が確認されて以来、昨日現在で 14
道府県、21 事例が発生しております。約 330 万羽が殺処分の対象となってい
ます。富山県近県では、10 月 26 日、11 月 6 日に新潟県、11 月 19 日に岐阜県
において、発生事例がございます。南砺市としましても富山県でいつ発生して
もおかしくない危機感から鳥インフルエンザが発生した場合に備え防疫体制
の準備に取り組んでいくところでございます。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 17
名が出席されております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定さ
れる定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたし
ます。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてあけましておめでとうでございます。今年もよろしくお願いいたし
ます。寒い中お集まりいただきありがとうございます。本年も大変農業委員
という仕事は地道に優良農地をしっかりと守っていくということで、この 1 年も
周辺地域を中心にして南砺市の優良な農地を見てまいりましょうということ
で冒頭お願いいたいなと思っております。それからさきほど事務局長さんから
農林水産大臣の発言のお話も少しありました。農水省の今年の具体的な政策目
標の非常に大きな 1 点につきまして、自給率の向上というのが取り組み案の 1
番最初に立てられております。ほとんどの先進国が 100%を超えている。オー
ストラリアやカナダは 200%を超えている。我が日本は 37%のカロリーベース
の自給率でした。農水省は今年度の目標を 45%にするということで、野党のほ
うは 50%にあげるよう言われていますが、農水省はそのような目標を掲げてい
ますので、しっかり見守っていきたいなと思っております。自給率が 70・80%く
らいになりますと必ず後継者の育成もできますし、農地もしっかり確保して行
けるといい好循環が生まれるというのが先生方のお話でありますので、45%に
は最低でもあげていただきたい。ちなみに農水省が自給率の目標設定して達成

できたことは何十年1回もないのです。国民との約束ですから是非とも農水省は頑張っけて予算をとっていただいて自給率向上、せめて何十年目かに1回は自給率目標達成をしてほしいなど。年頭に農業委員会の会長としてはどうかなどというお話をさせていただきましたが、やはりそれだけ本気でしっかり取り組んでほしいなど思いながら期待し見守っていきたいと思います。本日もよろしくお願ひいたします。それでは、本日の第18回の農業委員会を開催いたします。慎重に審議をよろしくお願ひいたします。

議長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、17番委員、18番委員の2名の方よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第77号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回4件の申請がありました。すべて田で7筆 4,900㎡です。受付番号1番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田3筆 2,959㎡でございます。理由につきましては、新規就農するものということでございます。譲受人さんはご夫婦なんですけど、自作農地として面積が少しあります。これは法改正により今はないのですが、令和3年に空き家に付随した農地として取得したものです。当時は現在のご住所にあった空き家を購入されて移住してきて、隣接する農地を畑として利用するというので取得されたものです。今回は田で2,959㎡ということで面積も大きく、新規就農するというので申請があがってまいりました。申請地につきましては、住宅の横といいますか裏といいますかになるのですが、こちらの農地で水稻をされるということで新規就農して耕作していきたいということです。

経験については、これまで〇〇営農の〇〇さんにいろいろ教わっていたようですが、今は地元の〇〇営農さんにもついていろいろ教わっているようです。機械については、地元の〇〇営農さんにお借りしていろいろ教わりながら申請地を耕作していきたいということです。先に取得していた農地については、このあと野菜を作っていくという申請になっています。実は取得してからの利用状況が当初の目的と違って、一部無断転用に近いような利用の仕方をしておられるところがあったものですから、このような利用状況では新たな農地の取得は許可できないと言っていたのですが、区長さんと営農組合長さんと連名で上申書というものを提出されて、間違いなく先に取得した農地も含めて全部しっかり耕作していくというような書面が提出されたので、書面を信じるといいますかはそれをもって申請を受理したところです。先に取得した農地ではねぎや大根を作るといって、譲受人の一人である〇〇〇〇さんは料理人でもありまして、料理するときのための食材を作るといって今後しっかり農地全体を利用していきたくてということでございます。

受付番号2番は欠番です。

今回審議しないことになったとお話したところですが、その理由だけお伝え

します。農地を取得するために認定農業者である譲受人さんが個人名で申請されていたのですが、実は昨日付けで法人をたちあげられたことが判明いたしまして、法人になったら当然今後は個人ではなく法人で耕作していくということになるため、改めて法人で申請しなおすことになったものです。

早ければ来月には申請があがってくるものと思いますので、そのときにご審議をお願いいたします。

受付番号3番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては田1筆42㎡でございます。理由につきましては、耕作者に譲り渡すものということでございます。譲受人さんはすでにこの土地をずっと利用しておられたということで、地目は田ではあるんですけど、畑としてずっと利用していたということでございます。今回正式に名義も自分のものにして今後も利用していきたいということで申請があがったものでございます。

受付番号4番と5番です。

譲受人さんが同じ方ということであわせてお話させていただきます。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は4番が〇〇〇〇さんで、5番が〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては2件あわせて田3筆1,899㎡でございます。理由につきましては、経営規模の拡大ということでございます。譲受人さんは、農地利用最適化推進員でもありまして、いろいろご活躍いただいているところなんです、このたびこの農地を取得して経営規模を拡大したいということです。申請地ですが、実は今まで無断転用で建物が建っていたところでした。それで長年いろいろあったみたいなのですが、一応今回無断転用をしていた4番の譲渡人であります〇〇〇〇さんが、この場所を農地に戻されまして、水田として利用できるようにされましたので、そこを譲受人さんが取得して今後は耕作していくということで今回の申請となっております。ここに至るまで本当に大変だったみたいなんです、現況が農地に戻ったということでございますので3条のほうで申請を受け付けて、今後は譲受人さんが耕作していくという案件です。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 2番目の案件ですが、これ以上深く説明はできないのですか。なんでこうなったとか。

事務局 結局、本人さんの中で申請の段階ではまだ法人がたちあがっていないので個人名でいいと思い込んでおられたみたいで、法人化する予定だということを申請するときにはまったく言われなかったのです。法人になったら、個人では耕作しないことになるので、許可ができない旨お伝えしたら、個人名にこだわりがあるわけではなく、単にそう思い込んでいただけなので、法人で申請しなおすということになったもので、今回は審議から外させていただいて改めてということになったものです。

〇〇委員 わかりました。

〇〇委員 1番の案件について、聞き洩らしたので、もう1回その問題点についてお願いします。

事務局

一部無断転用されている場所があったということです。この利用の仕方だと、農地として利用するとして取得した農地なのに問題があると。そういう状態の人が新たに農地を取得するというのは正直認められなくなりますということをお話したら、そちらの方もちゃんと今後農地として利用しますと。本人さんだけの話では信憑性が低いということで、農業生産組合長さんと区長さんが上申書に名前を連ねて、はんこを押して申請書に添付されて出されましたもので、地元の方もそういうふうに言うておられるのであれば、今後ちゃんと耕作されるであろうということで、今回申請を受理させていただいたところでございます。

〇〇委員

実は譲渡人の親戚なものですから、ちょっと知っとかないといけないかなと思ひましてすみません。

事務局

立地もわかると思いますが、低い田んぼなんです。料理人ということで、既設の納屋を改造されてレストランのような喫茶店のようなものを今目指しておられますし、別のほうでは革細工もしておられて両方やっておられるんです。農地ですので、普通全面まるまる使ってもらわないといけないのですが、欧米スタイルなのか、枠組みをされて高くして、作業性がいいと言えいいんですけど、そのようなものを2つか3つ作られて、そこで作物を作っている。周りは歩ける状態ですし、今からさらに広げて苗を作るようなところもあったんですけども、このほかに用水を引き込むような形で小川風みたいなものが流れていたりして、レストランから見て風景がいいようなところも思っておられる感じで、そこを言うところとすれば農地を確実に使われていないなと現地を見ながらそういう話をしていました。

議長

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第78号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第78号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は1件申請がありました。

このあとの5条の申請を出されるためには、この変更承認申請をして承認を得る必要があるために今回申請されたものです。

変更前は、譲受人は〇〇〇〇で、譲渡人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのお

2人で、申請地も田4筆1,078㎡でした。

変更後は、譲受人は変わらないのですが、譲渡人に〇〇〇〇さんが追加されまして、申請地も田5筆1,644㎡となり566㎡増えまして、増えた部分は駐車場にしたいということで、転用目的も銀行敷地から銀行敷地及び駐車場と変更になっています。

もともと市内に2店舗あったものを統合して新たな店舗をこの場所に作りたいという申請でした。その2店舗を統合する際に、当初の計画ではIT化やネットバンキングの普及により業務の効率化が図れると見込み、従業員を削減した店舗の設計を予定していました。その計画で当時許可を受けておられたのですが、その後いろいろ計画を進める中で、まず本店に集中していた融資部門の一部機能を新たな店舗に分散させることになったということで、新たな部門を設けることになったそうです。そのために減らす予定だった人員が逆に増やさないといけないような状況になって3名増員になったとのことです。

その新規の部門を立ち上げたことによりまして、今後お客様が増えるという見込みにかわりまして、来客用駐車場を当初の計画よりも増やす形になったとのことです。それによりまして、今申請して許可を得ていた敷地内に職員駐車場と社用車を置くスペースが不足するというふうなことになったということです。それで今回改めまして駐車場敷地部分を追加する変更申請をされたものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 それでは、議案第78号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第79号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回3件の申請があり、田 2筆 970㎡ 畑 1筆 144㎡ 計3筆 1,114㎡ です。

駐車場敷地	2件	田	1筆	566㎡
		畑	1筆	144㎡
住宅敷地	1件	田	1筆	404㎡
計	3件		3筆	1,114㎡

受付番号1番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんということで、申請地は144㎡で、転用の目的としましては、駐車場敷地ということでございます。譲受人

は、子育てのためにアパートにお住まいだったのですが、手狭になったということでアパートを退去し、破産して売りに出されていた家を購入し現在お住まいです。譲渡人は、破産されて現在は市営住宅にお住まいです。譲受人の居宅のある敷地には駐車場スペースが1台分しかなく、家族や来客用の駐車スペースを確保するため今回の申請となったものです。申請地は前住人が庭として利用していたということで、いわゆる無断転用状態でした。その部分を今度は譲受人が駐車場として利用するというので今回申請があがったものです。

農地区分につきましては1種農地、許可基準は、既存地拡張ということで判断しております。

受付番号2番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんということで、申請地は田404㎡で、転用の目的としましては、住宅敷地ということでございます。

譲受人は、譲渡人の義理の息子さんでありまして、現在アパートに奥さんとお2人でお住まいなんです。春には第1子が誕生予定ということです。子供が生まれたらアパートではちょっと手狭になるということで、更に子供の就学を考えて今回住宅を建てる計画を立てたということです。ご夫婦の職場も〇〇地域にあるそうですし。教育施設が充実している申請地のほうで農地を取得して今後子育てをしていきたいということだそうです。通常お子さんが住宅を建てると言いますと実家の近くを選択されることが多いのですが、今回は利便性のほうで街のほうで計画をされたということです。農業委員会としまして、この地域は用途地域ですから、農地区分は3種農地となり原則許可となりますので、家の近くの1種農地を選ばれるよりは、3種農地ということで農業委員会としてもいいのかなというふうに思っています。

農地区分につきましては用途地域ということで3種農地、許可基準は、原則許可ということで判断しております。

受付番号3番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんということで、申請地は田566㎡で、転用の目的としましては、駐車場敷地ということでございます。

こちらは先ほど説明しましたように追加になった部分だけを追加で転用申請するという形でございます。先ほども言いましたように、この敷地は駐車場にしか使わないということですので、転用目的は駐車場敷地というふうになっています。駐車場の計画は20台分で、従業員用が15台、社用車用が4台、予備で1台です。

農地区分につきましては用途地域ということで3種農地、許可基準は、原則許可ということで判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 80 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 80 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、1 件の申請がありました。

〇〇地域で1件 畑 1 筆 39㎡ の申出がありました。

所有者は〇〇〇さんでございます。いつも非農地証明の関係はよくやっていますが、今回は今までになかったような事案でございます。場所はもとは合掌集落だったかと思えますけど、法の整備、農地法は 27 年と聞いておりますが、21 年には調整法というものが施行されていたそうで、それ以前にあったということが分かれば、その時点で現在の農地法ではありませんよという意味合いで、非農地という判断ができるということだそうです。私も今回初めて知ったのですが、その事案として出てきたのがこの案件です。場所は、〇〇トンネルを抜けまして左に入ったところ。〇〇川が低くなっている途中ということで、右下には公図もありますけど、公図と現地は当然ほぼ合わないといえますか、そういうような状況でありまして、一応確認といえますか書類等で伺っているのでは、写真を見ていただきますと横に石垣が積んでありまして、その上に車庫が乗っているような、ちょっとはみだしているようにも見えますが、562 と書いてあるところかもうちょっと低いところかもともとのお家のあった地盤というか敷地だったと聞いています。そちらのほうに昭和 16 年に当時茅葺だと思っておりますけど、お家を建てられたというようなことが、いろんな書類の中から総合的に判断できるかなということをお伺いしています。昭和 52 年には茅葺を替えられて更に現在に至る。この状態ではさらに基礎をあげまして前面の道路の高さにされたとお伺いしています。一連のものが当時より繋がっていたということを確認できるかなということをお伺いしました。こちらのほうは従来のように委員さんと直接現地へ赴いたわけではないのですが、先に書類をもって〇〇委員さんのほうで 12 月 13 日に現地を確認したとお伺いしていますので、ご報告をお願いいたします。

〇〇委員

私の記憶ではもう家が建っていたところで、現在は茅葺から瓦にかわっています。下から積み上げて建てたという感じで、畑は傾斜があつてなかなか難しいかなという感じでした。

事務局

ありがとうございました。

議長

以上の案件について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 80 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 81 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 81 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 12 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、139 件・170 筆の申請がありました。面積は、田 572,145.74 m² 畑 2,671 m² 計 574,816.74 m²です。

1～39 番は相対による利用権設定で、40 番以降が農地中間管理機構を利用した契約となります。前回、賃借料の欄があるかというお話があったのですけれども、春に様式をかえたいなと思っていますので、その時に載せるかどうかも考えたいなと思っているのですけれども、ただ載せないのでもいいのかも近隣の市町村に確認したうえで判断しようかなと思っています、少なくとも〇〇市に聞いたら賃借料の欄はあるということだったのでどうしようかと思っていますところでもあります。流動化率は前回より微増の 63.42%です。

議長

はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくお願ひします。

（異議なし）

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 81 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして協議事項へ進みます。

協議第 16 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 16 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請がありました。

除外の受付番号 1 番です。

願出者の方は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

願出地は 1,680 m²の田で用途は高速道路 4 車線化工事の資材置場として使いたいということです。高速道路の 4 車線化を今至るところでしていますが、図で見ると右側の方にもう 2 車線の工事をしとられまして、その関係の搬入とか資材置き場ということで〇〇〇〇から申請をいただいています。実はこの申請地は令和 4 年に農振農用地のまま一時転用で許可を受けているところでもあります。

ところが農振農用地で認められている 3 年の期間内で終われないといことで

今回改めて除外から申請して残りの必要期間の一時転用として申請されたものです。

当時の中で農振農用地だった部分だけなので、1010番の1筆のみとなっています。ここは資材置き場となっていますけども、こちらからトンネルに向かって工事用道路とかを作る申請をいただいていたんですけども、現在は実際地盤が硬くて車両を通せるくらいの仮設道が作れなかったということらしくて、こちら資材置き場から人の出入りとかをなさっているというふうに聞いています。このあとさらに5筆、全部で6筆で3,000㎡を超える案件でしたので、当時も現地確認と常設審議会にお諮りしたのですが、もう一度それもやるというふうに聞いています。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第16号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第22号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より説明を求めます。

＝報告第22号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回1件の申請がありました。

変更願出者は〇〇〇〇で、田1筆0.57㎡です。変更後の用途は農業用水路です。変更願出者のお宅が右下のほうにありますけど、こちらのほうには平成元年に西側のほうからお移りになられたと聞いております。その時に当然310-1の水戸口が家を建てたことによってとれないということで、丸ポツを打ってある下の線のところにベンチフリューム300の水路を設けておられまして、現在に至っているということです。その部分が宅地の中として扱われていたものを、今回分筆されまして農業用施設として区切りをつけたいというようなお話でした。それはそれでなんですけど、実は丸ポツのあるところの西側の辺りも薄くですけど、実際の農地を侵すような形で家の擁壁も建っているということが分かっています。そちらはこれから対応していかなければならない案件です。かなりハードルは高い気はしますが、そんな話もありまして、今回は水路の分だけを農業用施設であるということで、軽微な変更でしたいということで申請いただいたものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

続きまして、次の報告事項へ進みます。

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 23 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 26 件の届出がありました。面積は、すべて田で 75,177.45 m²です。1 番につきましては、新しい法人に担い手替えするために合意解約されたものです。

2 番につきましては、5 条申請するために合意解約されたものでございます。

3 番につきましては、耕作者さんとトラブルになったため合意解約されたものです。

4～10 番につきましては、耕作者さんが立ち上げた法人と中間管理機構を通して契約しなおすために合意解約されたものでございます。

11～12 番につきましては、中間管理機構を通して担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

13～14 番につきましては、自作するために合意解約されたものでございます。

15～16 番につきましては、3 条申請するために合意解約されたものでございます。

17～18 番につきましては、農地以外の部分を分筆して合意解約されたものでございます。

19～20 番につきましては、軽微変更部分を含む農地以外の部分を分筆して合意解約されたものでございます。

21～22 番につきましては、分筆後の地番で再契約するために合意解約されたものでございます。

23～24 番につきましては、一部面積で契約していたものを全部の面積で契約しなおすために合意解約されたものでございます。

25～26 番につきましては、担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・先月の懇親会の清算について
- ・「図書目録 2025 年第 1 版」配布
- ・「アグリとやま第 133 号」配布

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和7年2月4日（火）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時08分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長